

旭川駅前広場の長期使用に係る申込要領

旭川駅前広場の長期使用に係る申込手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 目的

旭川市は、都心の賑わいづくりの空間として旭川駅前広場にイベント広場を有しており、効果的・効率的な活用と利用増進を図り、旭川駅前というまちの顔にふさわしい賑わいを創出するため、長期使用の申込みを受け、提出された申込書類を審査し、長期使用の事前承諾をするものである。

2 長期使用物件

長期使用物件は次のとおりとする。使用可能面積は別紙1の黄色点線の枠内である。

施設名称	所在地	区分	使用可能面積
旭川駅北広場	旭川市宮下通8丁目	土地	2,052 ㎡

※使用可能面積とは本市が所管する駅北広場において使用できる最大の面積である。

※この使用可能面積を超えて長期使用する場合は、ＪＲ北海道が所管する緑色点線の枠内（1,368 ㎡）を使用することは可能であるが、ＪＲ北海道と別途協議すること。

3 長期使用用途

長期使用は、旭川駅前広場というまちの顔にふさわしい賑わいを創出する用途（以下「長期使用用途」という。）として供するものとし、旭川市駅前広場条例（平成27年旭川市条例第38号、以下「条例」という。）第5条第2項の規定による行為とする。

なお、条例第8条に規定する行為を禁止するほか、次に該当するときは使用を承認できない場合がある。

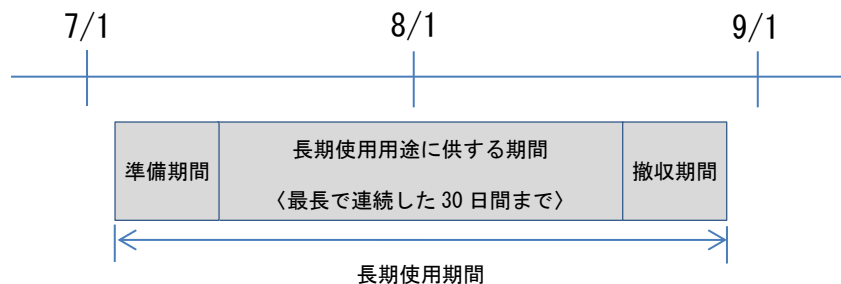
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認めたとき。
- (3) その他市長が使用を不適當と認めたとき。

4 長期使用期間

長期使用用途に供する期間は、連続した30日間までとする。長期使用に係る準備及び撤収期間が必要な場合、必要日数を長期使用期間に加えることができる。

長期使用期間及び長期使用の始期は、上述の期間内において申込者が任意に設定できるものとする。ただし、長期使用期間については、事前承諾を受けた後、本市と協議を行うこと。

【長期使用期間の例】



5 使用料

条例第6条の規定に基づき算定した額とし、本市が指定する期日までに納付すること。
ただし、JR北海道用地を使用する場合は、別途使用料が必要となる。

例) 使用面積2,052㎡, 長期使用用途に供する期間30日, 準備・撤収期間10日
@30円/㎡×2,052㎡×40日=2,462,400円

※ 電気・水道を使用する場合は、別途使用料が必要となる。

6 申込者の資格

- (1) 本要領に定める申込条件等を理解し、申込内容に責任を持って実現できる法人等又は個人であること。
- (2) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号、以下「暴排条例」という）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者又は暴排条例第12条の規定に該当する者でないこと。

※ 申込者の資格がないことが判明した場合は、長期使用の事前承諾をしない。

駅前広場内行為申請手続前に申込者の資格がないことが判明した場合は、使用承諾をしない。

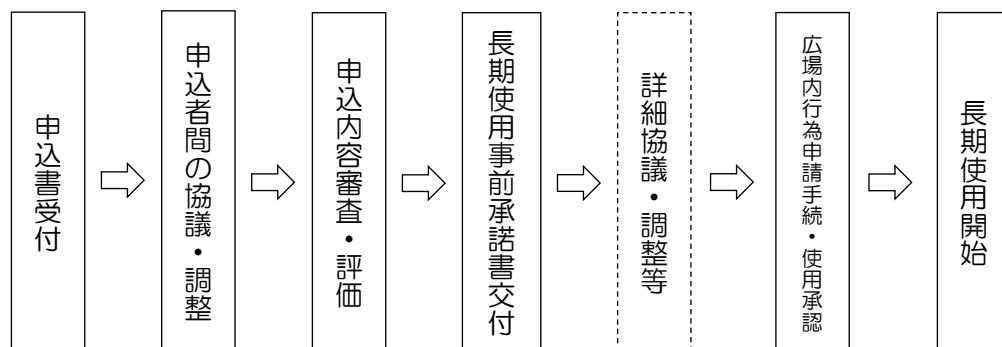
また、使用承諾後に申込者の資格がないことが判明した場合は、その承諾を取り消すこととする。

7 申込条件

申込者は次の事項を了承の上、申込みをすること。

- (1) 駅前広場内行為による土地利用は、条例、本要領その他法令等を遵守し、本市の指示に従って利用すること。
- (2) 申込書類に記載された内容と異なる状況を確認した時は、長期使用事前承諾を取り消す場合があること。
- (3) 施設、設備の設置に伴い発生する工事やその費用、光熱水費等については、申込者の責任と負担によるものであること。ただし、水系施設（噴水設備）に係る光熱水費については、本市が負担する。
- (4) 長期使用用途を実現するために必要な関係法令等及びインフラ関係の調査・手続は、申込者自身で行うこと。
- (5) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

8 長期使用までの流れ



※ 長期使用事前承諾書の交付後は、本市と協議を行い、内容について合意の上、条例第5条の規定に基づく旭川駅前広場内行為申請手続が必要になる。

9 申込方法等

- (1) 申込期限 長期使用開始の日の5か月前の月の末日（その日が旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日）午後5時まで
- (2) 申込場所 10に同じ
- (3) 申込方法 持参、郵送又は電子メールにて提出すること。

10 担当部局

〒070-8525 旭川市7条通10丁目第二庁舎3階
旭川市地域振興部地域振興課
電話 0166-25-6212
電子メール chiikishinko@city.asahikawa.lg.jp

11 申込書類等

- (1) 旭川駅前広場長期使用提案申込書（様式1）
- (2) 旭川駅前広場長期使用提案書（様式2～5）
- (3) 配置図（A4サイズ1枚）
 - ア 使用範囲を示し、使用面積を記載すること。
 - イ 設置する施設や、施設の名称を記載すること。
 - ウ 設置する施設（建物やテント等がある場合のみ）の正面側となる面には▲マークを記載すること。
- ※ ②はA4サイズとし、カラー印刷は可とする。またページに通し番号を付すこと。
- ※ ③の図面以外に「立面図」や長期使用「イメージ図」などを添付する場合は、A4サイズ各1枚に限り添付することができる。（ただし、添付図面は採点の対象としない。）
- (4) その他
 - ア 申込書類は返却しない。
 - イ 申込書類の著作権等の取扱い
 - (ア) 申込書類の著作権は、当該申込者に帰属するものとする。
 - (イ) 本市は、事前承諾及び承諾手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された申込書類の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
 - (ウ) 本市は、申込者から提出された申込書類について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
 - ウ 費用の自己負担
申込書類の作成等に要する経費は申込者の負担とする。
 - エ 複数申込みの禁止
申込者は、1つの申込みに対して複数の申込みはできないものとする。
 - オ 申込内容の変更の禁止
申込書類の提出期限後の訂正、追加、差替え、再提出は認めない。
 - カ 申込書類に関して不明な点がある場合は、聞き取り等を行う場合がある。

12 申込者間の協議・調整

複数の者の申込みによって、長期使用の期間が重複するなど長期使用事前承諾者の決定に調整が必要であると本市が判断した場合には、関係する申込者と協議を行い、長期使用事前承諾者を決定することができる。

13 申込書類の審査方法及び評価基準

12による協議・調整が不調になった場合、申込書類の審査によって長期使用事前承諾者を決定する。

(1) 審査会の設置

申込者が提出した申込書類の審査、評価及び特定を行うため、「旭川駅前広場長期使用に係る提案審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査項目及び評価基準

別紙2で示す評価基準に基づき、申込書類の審査及び評価を行う。

(3) 長期使用事前承諾者の特定

審査会において、申込者ごとに(2)の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、長期使用事前承諾者として特定する。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

(4) 審査結果の通知

長期使用事前承諾者使用候補者を特定したときは、速やかに申込者全者に対し、審査結果について郵送で通知するものとする。

14 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

(1) 申込書類に虚偽の記載があった場合

(2) 本要領で示す申込期限、申込方法、申込書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(3) 長期使用事前承諾者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

旭川駅前広場長期使用提案申込書

令和 年 月 日

(あて先) 旭川市長

次のとおり、旭川駅前広場長期使用に係る提案の申込みをいたします。

住 所	〒											
商号又は名称												
役職名及び代表者氏名												
担当者連絡先												
所属・役職												
氏 名												
住 所	〒											
電話・F A X												
長期使用用途												
長期使用期間	準備期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日		
	長期使用用途期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日		
	撤収期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日		
駅前広場使用面積	旭 川 駅 北 広 場 m^2											

注) 行為をしようとする場所が確認できる図面を添付すること。

様式 1（裏面）

駅前広場を長期使用 することの趣旨理解	確認事項 駅前広場での長期使用に際しては、本要領を遵守し、旭川市長の指示に従って使用すること。 ☐ 上記のことを理解しました。
申込資格者の確認	確認事項 (1) 申込内容について責任を持って実現すること。 (2) 旭川市暴力団排除条例（平成 26 年旭川市条例第 16 号、以下「暴排条例」という）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者又は暴排条例第 12 条の規定に該当する者ないこと。 ☐ (1)(2)について誓約します。
申込条件の確認	確認事項 本要領に定める申込条件を遵守し、申込みをすること。 ☐ 上記のことを理解しました。
申込書の審査除外	確認事項 旭川市長が申込内容を駅前広場の利用形態及び管理上適切でないと判断した場合は、審査会で審査されないことがあること。 ☐ 上記のことを理解しました。
日常点検の実施	確認事項 駅前広場での長期使用に際しては、日常点検を確実に実施し、旭川市長の指示に従って報告すること。 ☐ 上記のことを理解しました。
土地の返還	確認事項 長期使用期間満了後は、自己の負担でこれを原状に回復して指定する期日まで返還すること。 ☐ 上記のことを理解しました。

提案条件に関する確認事項について、理解又は誓約した場合はチェックマークを記入してください。チェックマークがない場合は、提案条件に同意又は該当しないとみなし、審査対象としません。

旭川駅前広場長期使用 提案書

1 基 本 的 事 項	(1) 長期使用用途によるまちづくりや賑わい創出への効果について記載してください。
	(2) 市内等経済の活性化に効果が見込まれる取組みについて記載してください。

旭川駅前広場長期使用 提案書

1 基 本 的 事 項	(3) 北彩都あさひかわのまちづくりの考え方をどのようにとらえ，長期使用用途における環境や景観に対し，どのように取組むのか記載してください。
	(4) 長期使用用途における対象年齢層について考え方を記載してください。 【対象年齢層】 ※あてはまる□にチェックを入れてください。（該当全て） ☐ 高齢者 ☐ 社会人，勤労者 ☐ 主婦 ☐ 家族連れ ☐ 学生，子ども ☐ その他（ ） 【内容】 ※特に重点を置く対象年齢層と集客見込等について記載してください。

旭川駅前広場長期使用 提案書

1 基 本 的 事 項	(5) 長期使用用途の稼働時間の考え方について記載してください。
	【稼働時間帯】 ※あてはまる□にチェックを入れてください。（該当全て） ☐ 明るい日中1 （10：00～） ☐ 明るい日中2 （12：00～） ☐ 夕 暮 れ 時 （16：00～） ☐ 夜 間 （18：00～） 【内容】
	(6) 駅前広場に設置されている水系施設（噴水設備）の活用について記載してください。 【活用の有無】 ※あてはまる□にチェックを入れてください。 ☐ 活用可能（ ☐ 4列全面 ☐ 一部 ） ☐ 活用不可 【内容】 活用方法や活用時間帯を記載してください。 ※あてはまる□にチェックを入れてください。（該当全て） ☐ 営業中 ☐ 営業時間外 ☐ その他

旭川駅前広場長期使用 提案書

3 付 加 価 値	(1) これまでの社会貢献への取組や本市への貢献について記載してください。														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 33%;">相手方</th> <th style="width: 33%;">内 容</th> <th style="width: 33%;">金 額</th> </tr> <tr><td style="height: 40px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 40px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 40px;"></td><td></td><td></td></tr> </table> 【内容】			相手方	内 容	金 額									
	相手方	内 容	金 額												
(2) 長期使用期間中における環境衛生に関する考え方を記載してください。															
【仮設トイレの設置数】※あてはまる□にチェックを入れてください。 ☐ 男女別 男_____か所 女_____か所 ☐ 男女共用 _____か所 ☐ 多目的トイレ _____か所 【その他環境衛生に関すること】															

この様式以外に立面図，長期使用イメージ図などを添付する場合は，A4サイズ1枚に限り添付することができる。（ただし，添付図面は採点の対象としない。）